

## 審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請） 道路交通法施行細則第24条の3（運転経歴証明書の再交付の申請）、第29条（方面公安委員会への権限の委任）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：北海道警察本部運転免許試験課又は各方面本部交通課への申請は2日（行政庁の休日は含まない。）、警察署への申請は20日
申 請 先：申請書は、住所地（仮免許の再交付については、指定自動車教習所の所在地を含む。）を管轄する運転免許試験場又は警察署交通課（係）に提出して下さい。
問 合 せ 先： 北海道警察本部運転免許試験課免許第一係（電話011-683-5770） 申請者の住所地を管轄する各方面本部交通課免許係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-46-2007）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-51-2489）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-57-5913）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-36-7700））
備 考：



